

(指摘及び改善要望)

監査報告書 17 頁

## 2 服務関係

## (1) 超過勤務手当、特殊勤務手当等認定業務

超過勤務命令簿個人票の記入誤り等がありました。今後更に、これらの事務に対するチェック体制の充実強化に向けて努力してください。

15年度における、月当り45時間を超える超過勤務者は26人、延77回となっており、うち月80時間を超える超過勤務者は1人、延2回となっています。

(略)

「過重労働による健康障害防止の総合対策について」(14年9月25日付総務局長通知)では、「超過勤務時間を月45時間以下とするよう適切な労働時間管理に努めるものとする。」とされています。

今後とも、超過勤務の原因となっている業務の合理化、所属部課内での協力体制の推進など組織的対応により、超過勤務の平準化及び超過勤務時間の縮減を図るよう努めてください。

(講じた措置)

超過勤務命令簿個人票の記入誤り等につきましては、今後、さらにチェックの強化を行い、誤りが生じないよう事務処理の適正化に努めてまいります。

また、過重労働につきましては、健康障害に起因するとされているため、超過勤務の原因となっている業務等を調査し合理化に努めるとともに、部課内において業務量を精査し、移譲するなど、超過勤務の平準化及び超過勤務時間の縮減を図るよう努めてまいります。

## 2 服務関係

## (2) 休暇取得状況等

最近3か年の休暇取得状況(暦年)、健康診断結果(年度)などは、次のとおりです。

(単位:日・人)

区分	1人当たり取得状況			私療		休職		深夜業従事者の健康診断結果(1月実施分)				
	年休	夏休	リフ休	人	日数	人	日数	受診者	要観察	要注意	要精検	要治療
15	9.1	7.95	4.71	4	222	3	669	290	45	25	25	2
14	10.0	7.96	4.97	5	269	2	235	287	40	31	25	0
13	10.3	7.98	5.00	2	97	1	365	287	12	31	29	2

注 年休は年次休暇、夏休は夏季休暇、リフ休はリフレッシュ休暇、私療は私傷病による療養休暇。

表に示すとおり、1人当たり休暇の取得日数は、いずれも減少しており、休職人数は増加しています。健診の結果では正常範囲にある比率は増加しています。毎年度実施している体力測定の結果、15年度は5級(劣っている)10%、6級(非常に劣っている)3%となっています。

変則勤務の中で厳しい現場活動に従事するにあたって精神的、肉体的な鍛錬が必要です。今後とも、職員の自覚あるいは職場における日常的な努力が求められます。

## (講じた措置)

消防職員のほとんどが変則勤務であり、現場活動に従事しなければなりません。また、高齢化社会にも直面し、今後、体力強化は勿論のこと健康管理にも十分に配慮していかなければなりません。このことから、ご指摘のとおり職員一人ひとりに対し、特異な職種であることを自覚させる必要があるため、西宮市消防職員服務心得を策定し「職責の自覚」「自己啓発」等を明確にしております。今後、職員が今以上に健康管理に留意するよう体力練成を推進してまいります。

2 服務関係

(3) 公務災害の発生状況等

消防職員及び消防団員にかかる公務災害発生状況等は、次のとおりです。

(単位：件・日・人)

区 分	15年度				14年度				13年度				
	件数	被災者	休業 日数	死亡	件数	被災者	休業 日数	死亡	件数	被災者	休業 日数	死亡	
公 務 災 害	現 場	消火	3 (1)	5 (1)	26 (42)	1	(1)	(1)	(127)	(1)	(1)		
		救急	1	1									
		救助											
	訓練中	(3)	(3)			2	2			1	1		
	一般業務	1	1							1	1	1	
	その他	1	1	4		1	1	24					
通勤災害	1	1											
計	7 (4)	9 (4)	30 (42)	1	3 (1)	3 (1)	24 (127)		2 (1)	2 (1)	1		

注 各項目中( )は消防団員。

表に示すとおり、公務災害発生件数は増加傾向にあります。

(略)

今後とも、一層の安全性の向上に努めるとともに消火、救急、救助活動において効率・効果的な活動へ向けた取組みが行われるよう切に期待しています。

(講じた措置)

昨年の山口町の火災事故を教訓としまして、各署の中隊長による会議(中隊長会議)を開催し、災害現場の指揮体制の確立や災害現場における装備品等の検討を行いました。この検討内容を踏まえ、出動隊員の安全管理を含めた効率的な現場活動を行うため、中隊長の任務の支援を目的とした支援隊を7月より稼働いたしました。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 20 頁

3 財産の管理

( 2 ) 耐震診断の結果と対応

西宮消防署の耐震診断は、9年度に委託調査を実施しています。報告書では判定結果は「X・Y方向について各階とも耐力不足である。」とし「X方向については全ての階でD、Y方向は1・2階がDで3階がCと性能ランク評価され、改修設計が必要と思われる。」と考察しています。

市では、望楼撤去(工事費1,854万円)、庁舎補修(同882万円)など一応の対応をしていますが、診断結果に伴う本格的措置は21年度以降に見送られています。西宮消防署は災害時に第一線に立って消火・救急・救助活動に従事する消防職員の待機場所であり救急車などの車両及び資機材の配置場所でもあります。

今後、技術的な側面についても十分な議論を行い、適正な対応に努めてください。

( 講じた措置 )

今後、市関係部局と調整を図りながら、防災拠点に適応した庁舎となるよう努めてまいります。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 21 頁

3 財産の管理

( 4 ) 物品の管理

一部で備品現在簿の記載内容と不一致の物品及び廃棄の手続きが執られていない図書がありました。

今後、「西宮市会計規則」に基づき、事務処理を適正に行ってください。

( 講じた措置 )

ご指摘のありました物品の訂正及び抹消につきましては、処理を完了しました。

今後、物品の管理につきましては十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 21 頁

3 財産の管理

( 4 ) 物品の管理

コピー用紙の14年度末の在庫量は約52万枚となっていました。15年度中に117万枚を購入し、116万枚を使用したことにより、年度末の在庫量は53万枚となっています。在庫量が年間使用量の4割を超えており、通常想定される在庫量である3か月分の1.8倍を超えています。コピー用紙の配分先が各署等を含め11か所となっており、それぞれが在庫を保有しているため全体で見れば多くなっています。

今後とも、物品等の購入にあたっては在庫量の確認を的確に行うとともに必要性等を精査し、なお一層、適正化に努めてください。

( 講じた措置 )

コピー用紙の管理につきましては、出先機関等配分先が多く、どうしても在庫量総数が多くなってしまいますが、その中でも各機関の年間使用量を的確に見極め購入するとともに、使用量に見合った適正な在庫量を確保し、全体の在庫量の適正化に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 22 頁

## 3 財産の管理

## (4) 物品の管理

自主防災会は、16年3月末日現在144団体153,498世帯(結成率81.7%)が組織されています。これらの団体には、大規模災害時に地域内での火災等災害発生に対して初期活動等が実施できるように、消火活動用機材として軽可搬式消防ポンプを含む放水用器具、救出・救護活動用機材として発電機、バール、スコップ、のこぎり、担架、救急箱等の寄託を進めています。15年度は春風自主防災会他へ補助を執行しています。防災資機材の管理・点検は、各自主防災会の自主点検とともに、市も管轄する各消防署が「西宮市会計規則」第71条の規定による寄託物品の確認・点検を行っています。

今後とも、防災訓練時等において、寄託物品の数、機能につき確認・点検を適正に行ってください。

(講じた措置)

自主防災会は、16年8月末現在147団体・155,677世帯(結成率82.8%)が組織されています。新規団体(3団体)には、担架や救急箱などの救護活動用資機材を寄託するとともに軽可搬式消防ポンプやホースなどの消火活動用資機材を苦楽園自主防災会に寄託しました。

防災資機材の管理・点検は、上記の資機材を寄託する際、各自主防災会長に役員会や各種訓練実施時に数量や機能点検を実施するよう依頼するとともに、年1回以上は消防職員と合同で点検を実施するよう指導しており、今後とも資機材の適正管理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 23 頁

## 5 補助金等の執行

16年4月1日現在、33分団中16分団は定員を満たしておりますが、17分団は欠員が出ています。また、15年4月1日現在の消防団員の平均年齢は42.5歳で、全国平均37.2歳を上まわっています。

総務省消防庁より「地方公共団体職員による消防団への入団促進について」、「日本郵政公社職員の消防団への入団について」及び「消防団への女性の入団促進について」など相次いで通知が出されました。現在、消防団員の補充対策は各分団長が行い、消防団本部は募集立看板や募集のチラシを作成し協力しています。また、毎年4月～6月を団員募集月間と定め募集に取り組んでいます。

消防団は、消火活動や風水害に係る活動等消防防災面で、地域密着性、要員動員力、即時対応力を持った公的機関であるだけでなく、近年、それぞれの地域でリーダーシップをとり、自主防災組織や住民に対する訓練指導、防災知識の普及啓発を行うことが期待されています。

今後とも、消防団の充実強化を図るよう努めてください。

(講じた処置)

なお一層の青年層の入団促進と、消防装備の軽量化等の推進を図ると共に、消防団をはじめ地域における防災組織及び住民が連携して、災害に対処できるよう、消防団の充実強化に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 24 頁

5 補助金等の執行

消防団共助会についてはペイオフ関連で問題を生じないよう、基金管理に意を用いるよう指導に努めてください。

(講じた処置)

今後とも適正な基金管理の指導を図ってまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 24 頁

5 補助金等の執行

消防団福祉共済制度加入助成金は、全国で実施されている制度に加入することにより、消防団員が疾病・事故で入院又は死亡した場合における家族の生活安定を図ろうとするもので、市は掛金を助成しています。14 年度から遺族援護金、生活援護金が新たに給付内容に加わり、それに伴い掛金も増加し、市助成金は 1 人当たり 2,000 円を 2,500 円に増額しています。なお、補助要綱の整備がされていませんでした。

今後、要綱の整備を行ってください。

(講じた処置)

平成 16 年 9 月 1 日付けで補助要綱を整備しました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 24 頁

6 委託・工事業務

(1) 委託業務

契約事務に関する事前手続関係書等の記入不備、見積書の提出日の記入漏れ等精査不十分が一部見受けられました。

(講じた措置)

ご指摘のありました契約事務に関する事務手続きにつきましては、記入不備や漏れがないよう再確認するよういたしました。

また、ご指摘以降の事務処理について再点検を実施しましたところ、誤りはありませんでした。今後、契約事務につきましては、記載事項に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 25 頁

6 委託・工事業務

(1) 委託業務

16 年 3 月末日現在の契約状況は、入札、見積合せによるものが 9 件(60.0%)、単独随意契約によるものが 6 件(40.0%)です。単独随意契約を行うにあたっては、今後とも、「地方自治法施行令」第 167 条の 2 第 1 項各号の適用の必要性和根拠の明確化、発注先の適格性や仕様についての再点検を行ってください。

(講じた措置)

単独随意契約を行うにあたりましては、契約時に委託業務内容に対する適格性を考慮し、随意契約の必要性和根拠を随意契約理由書において明確にするとともに、委託業務の仕様につき

ましては適正化に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 25 頁

6 委託・工事業務

(2) 工事業務

契約事務に関する事前手続関係書及び竣工報告書の記入不備等精査不十分が一部見受けられました。

(講じた措置)

ご指摘のありました契約事務に関する事前手続関係書及び竣工報告書につきましては、記入不備などが無いよう再確認するよういたしました。

また、ご指摘以降の事務処理について再点検を実施しましたところ、誤りはありませんでした。今後、契約事務につきましては、記載事項に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 26 頁

6 委託・工事業務

(2) 工事業務

16年3月末日現在の契約状況は、入札、見積合せ及び見積合せ打切り後随意契約によるものが9件(81.8%)、単独随意契約によるものが2件(18.2%)です。

落札率は、委託契約では15件中12件が95%以上で3件が95%未満となっています。工事契約では11件中3件が95%以上で8件が95%未満となっています。

今後とも、落札率の高止まりについてはその低減に努めてください。

(講じた措置)

委託契約のうち、継続的な業務につきましては、前年契約額がベースとなるのが一般的であり、落札率が高止まり傾向となっていますが、今後、委託・工事契約につきましては、参加業者の拡大など落札率が低減するよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 27 頁

7 第2次行財政改善実施計画等

(2) 業務改善

職員の業務改善提案及び改善事例は14年度40件、15年度29件ありました。

(略)

多くの提案に基づき業務改善を行っています。

今後とも、業務改善に努め、市民サービスの向上と隊員の負担の軽減に努めてください。

(講じた措置)

業務改善につきましては、今後も数多くの改善案や事例が出るよう常に問題意識を持ち、積極的に業務の改善に努めるとともに、市民サービスの充実・業務の簡素化・事務処理時間の短縮等を図ってまいります。

## 8 消防力の現況

## (1) 消防力の基準

市町村が適正な規模の消防力を整備する指針として、総務省消防庁長官が「消防組織法」第20条に基づき12年1月に全面改正した「消防力の基準」と比較した場合、次のとおりです。

(単位：箇所・%)

区 分	基準数	現有数	充足率
消防署所	15	8	53.3

(単位：台・%)

区 分		基準数	現有数	充足率
消 防 車 両	消防ポンプ自動車	30	16	53.3
	はしご自動車	4	4	100.0
	化学自動車	1	1	100.0
	救助工作車	4	3	75.0
	救急自動車	11	10	90.9
	計	50	34	68.0
特殊車等		17	17	100.0
合 計		67	51	76.1

(単位：人・%)

区 分	基準人員 A	現有基準人員 B	職員定数 C	基準充足率 C/A	現有充足率 C/B
人 員	636	432	359	56.4	83.1

注 現有基準人員：現有車両及び通信・予防要員等に対する基準人員。

消防署所では(基準15か所)53.3%の充足率です。

基準人員(636人)は、消防車両の基準台数等に対する必要人員で、本市の充足率は56.4%、阪神間の平均は62.9%です。なお、現有基準人員の充足率は阪神間の平均が77.2%、本市は83.1%となっています。

## (講じた措置)

今後とも社会構造の変化と消防需要を見極め、消防力の充実に努めてまいります。

## (指摘及び改善要望)

## 8 消防力の現況

## (1) 消防力の基準

今後、女性消防職員の職域から、災害現場における警防業務すべてを排除することは適当ではなく、就業制限を踏まえて配置することは可能と考えられます。施設改善も行い最大8名の女性消防職員の勤務に対応できる状況が整っています。

今後とも、職員採用については性別に関係なく募集し優秀な人材を採用・活用されるよう要望します。

## (講じた措置)

職員採用については、ご要望のとおり組織の活性化のため、性別を問わず、優秀な人材を採用し活用してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 29 頁

## 8 消防力の現況

### (1) 消防力の基準

消防車両の充足率については、本市は 76.1%、阪神間の平均は 82.9%となっています。別途、消防団は 1 本部 33 分団、団員数 720 人で、38 台(全車、無線機・人工呼吸用ポケットマスクなどを積載・配備)の消防ポンプ自動車を保有しています。

(講じた措置)

今後とも、変化する社会情勢を考慮し、消防車両の充足率を含めた、消防力の充実に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 29 頁

## 8 消防力の現況

### (1) 消防力の基準

消防力の基準では、隣接棟への延焼を阻止するため、出勤から放水開始時間までの限界を 6.5 分としています。実際には、現場到着してから放水するまでに、1.5~2.0 分程度の放水準備時間を要しますので、走行限界時間(出勤から現場到着までの時間)は 4.5~5 分となります。

本市の場合、各署所を起点に 2 km 圏域で市街地が包含され、おおむね走行限界時間内で現場到着できることとなっています。建物火災の出勤 1 件当たりの所要時間は、全市平均では 13 年度 4 分 13 秒、14 年度 4 分 48 秒、15 年度 4 分 27 秒、となっています。

このことにより、市内建物の非木造化率と併せ考慮すると本市における必要な消防力は、一定備わっていることがうかがえます。

(講じた措置)

本市の消防力につきましては、今後の都市形態等を勘案し、総合的な消防力の充実に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 30 頁

## 8 消防力の現況

### (2) 広域的な消防活動

今後とも、広域的な消防活動の充実に努めるため体制及び技術向上に努めてください。

また、西宮市の将来人口及び少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い必要とされる消防需要を十分把握・検討するとともに、現在の消防力の評価を行い、その結果に基づき消防力の充実に努めてください。

(講じた措置)

複雑多様化する災害を認識し、広域的な消防活動の充実強化を図り災害対応能力の向上に努めてまいります。

また、将来人口は増加傾向から平成 22 年の 462,000 人をピークに減少に転じると推計しています。今後、社会情勢の変化に伴う消防需要を見極め、消防力の充実に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 32 頁

## 9 消防水利施設の状況

震災時の経験から、消防水利施設の重要性が改めて認識されました。私設防火水槽等については、「消防法」第 30 条の規定により火災の際の水利の使用及び管理について、当該防火水槽等の所有者、管理者又は占有者と予め協定を締結しています。

今後とも、消防水利施設の確保及び保全・管理に努めてください。

(講じた措置)

ご指摘のとおり消防水利施設、特に防火水槽の重要性は大震災で再認識されました。消防局としましても開発事業等におけるまちづくりに関する条例により設置した防火水槽については、すべて協定水利として所有者等と火災時等の使用についての協定を締結しております。また各署においては防火水槽を含む全消防水利施設を定期的に調査し、適正な消防水利の管理を図っているところです。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 32 頁

## 10 火災の状況と火災予防対策

## (1) 火災の状況

出火原因は、放火又は放火の疑い、こんろ、たばこの順になっています。

放火又は放火の疑いによる件数及び損害額は、13 年度は 32 件 682 万円、14 年度は 34 件 1 億 2,045 万円、15 年度は 33 件 3,447 万円となっています。

今後とも、警察及び自主防災組織等との連携の中で放火への対応に努めてください。

(講じた措置)

放火による火災が出火原因の 1 位を占めているのは、全国的な現状であり近年の社会情勢を反映しているともいわれています。この原因については、行政と地域住民の連携によることが一番効果的であるともいわれています。このため消防と警察、そして自主防災組織等の地域住民との連携を更に緊密且つ強固なものにして放火のされにくい地域づくりを進めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 33 頁

## 10 火災の状況と火災予防対策

(3) 火災予防対策

火災予防対策として、11年度以降15年度までは、主として65歳以上の一人暮らし高齢者家庭等を災害弱者として、消防職員が訪問して行う訪問診断と自己診断による防災診断(火災・地震・日常事故)を行ってきました。15年度訪問診断は774件、自己診断は463件となっています。16年度からは、全住宅を対象に個々の住宅の実情に応じた防災上の評価と、具体的な対策を示して住宅の安全度の向上を図る予定です。

これまでの診断の結果では、電気・ガス器具関係(絶縁不良、使用状況)、屋内環境(消火器、転倒防止)、二方向避難障害、屋外環境(家の周辺に可燃物)などの指導を行っています。

今後、防災診断の効果を確かなものにするため、消防団、自主防災組織との連携によって、指導事項に基づき改善されていることの確認ができないか検討してください。

(講じた措置)

防災診断については個人住宅を対象としているため、民生委員また自治会等を通じて協力を求めながら診断の効果が挙がるよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 34 頁

10 火災の状況と火災予防対策

(3) 火災予防対策

自主防災組織は年々増加し、16年3月末日現在では144団体が結成(結成率81.7%)され、防災訓練、救急講習などの活動を行っており、消防団と連携した活動にも取り組んでいます。いまだ結成されていない地区は、西宮浜地区、浜脇地区及び上甲東園地区などです。

今後とも、組織内でのリーダー養成及び未結成地区への働きかけに努めてください。

(講じた措置)

自主防災組織は年々増加し、16年8月末現在で147団体が結成(結成率82.8%)され、防災訓練(市総合防災訓練含む。)や救急講習などの活動を行っており、消防団と連携で訓練も実施しております。

リーダー養成については、本年度も自主防災組織リーダー研修を予定しており、未結成地区の西宮浜地区においても初めての調整会が実施されました。

今後も未結成地区解消に努力してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 34 頁

10 火災の状況と火災予防対策

(4) 防火対象物及び危険物施設の査察

15 年度に実施した共同住宅やスーパーマーケット等の防火対象物の予防査察については、防火対象物 8,909 件のうち 3,088 件の査察計画数に対し、3,402 件が実施されています。各年度とも計画数を上まわる実施状況となっています。

(略)

未改善状況は次のとおりです。

(単位：件)

区 分	15 年度	14 年度	13 年度
査 察	3,402	5,080	5,242
未改善	356	413	486

「西宮市消防査察違反規程」に基づき、結果通知書を発送したのは 824 件で、このうち未改善は 15 年度末現在 356 件となっています。対象物が増加する一方、未改善の事案も相当数にのぼっています。

13 年度に実施した雑居ビルの立入検査についても、16 年 3 月末日現在 9 対象物 19 件が未改善となっています。その内容は、防火管理者の未選任、消火器未設置、受信機失効、防火戸閉鎖障害などが含まれており、このまま放置できないと考えます。

今後、予防関係の一連の法令改正の規定を適用し、厳正な対応を行ってください。

(講じた措置)

指摘事項については、早期に改善が図られるよう適正な対応を進めてまいります。平成 16 年 8 月末現在雑居ビルについての未改善件数は、7 対象物 18 件となっています。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 36 頁

## 11 救急活動の状況と成果

### (1) 救急活動の状況

15 年 4 月からは、包括的指示下(医師の具体的な指示を必要としない)において、心拍再開には不可欠な早期除細動が実施可能となりました。

救急救命士により実施された特定行為は、気道確保 159 回、除細動 28 回、輸液 70 回となっています。

5 年度に救急救命士が 3 人誕生して以来、15 年度末現在までで資格取得者は 48 人となっています。救急車に常時複数の救急救命士を搭乗させ、また指令課に複数配置することを目標に、16 年度以降も毎年度 4 名の救急救命士を養成する予定です。

(講じた措置)

救急活動の状況については、平成 16 年 6 月末現在で救急救命士資格取得者は、51 名を数え更に充実を図るため、平成 16 年度も 4 名の養成隊員数を確保しています。

今後とも市民サービスの充実を図るため、常時複数の救急救命士が乗車できる体制及び指令課に複数の救急救命士を配置できるよう養成に努めてまいります。

11 救急活動の状況と成果

(2) 救急活動の成果と課題

15年度の除細動実施状況では、心肺蘇生法対象者255人のうち28人(実施率11.0%)に対し実施した結果、1週間後生存者は7人(生存率25.0%)、1か月後生存者は6人(同21.4%)となっています。

(講じた措置)

救急活動の成果と課題については、平成15年度の除細動実施状況は、心肺蘇生法対象者255人のうち、28人の傷病者に対して実施していますが、除細動が実施できる傷病者は全心肺蘇生法対象者が該当するものではありません。

心電図モニターを装着してVF(心室細動)若しくはVT(無脈性心室頻拍)の波形が出現していなければ除細動器の作動指示は出ません。

このような患者の状態を維持させるためには、一次救命処置(心肺蘇生法等)が重要となってきます。これらの状況から当局では、今後とも従来から実施しております応急手当の普及啓発活動を更に推し進め、一人でも多くのバイスタンダー(傷病者のそばに居合わせた人)を育成していくよう努めてまいります。

11 救急活動の状況と成果

(2) 救急活動の成果と課題

救急隊の配置は、地理的な条件も考慮して、南部地域に6隊、北部地域に2隊を配置しています。15年度の出動件数16,557件のうち南部地域が15,387件(92.9%)を占めており、南部では1隊平均2,565件となりますが、中には3,900件を超える隊も出てきています。

毎年出動件数が増加するなか、救急隊員の安全・業務管理面からみて出動件数は限界に近づいています。

都市部の各市消防局でも同様に苦慮しており、神戸市では、16年3月「救急需要対策懇話会」を設置し、対応策を検討することとしています。

本市にあっても、出動件数における限界を的確に見極め、対応策を講じる必要があるかと考えます。

(講じた措置)

救急活動の成果と課題について、救急出動件数が増加するなか隊員の安全管理につきましては、高速道路上及び軌道敷上並びに主要国道などで発生した救急事案に対し、支援隊(タンク隊)を同時出動させ、救急隊員の現場活動における安全管理の徹底を図る体制を確立しました。

また、業務管理面につきましては救急出動件数の限界に近づいている救急隊に対し、隊員の健康管理について配慮するとともに増隊を要望しながら市民サービスの低下にならないよう努めてまいります。

## 11 救急活動の状況と成果

### (2) 救急活動の成果と課題

軽症者の利用が過半を占めること、出動1回当りのコストが30,564円になることも含め広報し、本来の救急需要に応じられないようなことがないよう「適正な利用」を促すことも検討課題の一つではないかと考えます。

#### (講じた措置)

救急出動件数の増加については、本市だけの問題だけではなく全国的な傾向でどこの消防本部でも苦慮しているのが現状であります。

本市におきましても震災後、毎年平均しますと前年比6%前後の増加率を示しています。当局では従前から「救急車の正しい利用のしかた」については、あらゆる機会を捉え広報しているところですが、抑制されないのが現状であります。

搬送状況を傷病程度別で見ますと、入院を必要としない軽症者が半数を超えており、これら事案の一部ではありますが、自分で医療機関に行けたのではないかとと思われる事案もあります。

この辺りの状況を踏まえ、平成16年9月に行われます市民意識調査で市民が救急業務に対してどのような意識をもっているのか調査し、今後の広報活動等における内容を検討して、市民の皆さんが「救急車の適正利用」に対して認識していただけるよう対応してまいります。

#### (指摘及び改善要望)

監査報告書 37 頁

## 11 救急活動の状況と成果

### (2) 救急活動の成果と課題

16年7月からは、必要な講習を受講し、病院実習を修了した救急救命士には医師の具体的な指示の下で「気管挿管」が、18年度からは「薬剤投与」が認められる予定で、救急活動の条件整備が進められつつあります。

今後とも救命救急の効果を一層高めるため積極的な取組みに努めてください。

#### (講じた措置)

救命救急の効果については、平成16年7月1日から実施可能となった気管挿管について、本市においても気管挿管認定救急救命士第1号が誕生したところですが、今後も救急救命士の救急処置範囲拡大に伴う気管挿管、また、平成18年4月1日から実施可能となる薬剤投与の資格取得講習については明確な計画を立て、積極的に隊員の育成を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。